

# 南部広域行政組合

令和5年

第2回議会（臨時会）

会議録

期	日	令和5年3月30日（木）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和5年 第2回 南部広域行政組合議会(臨時会)

招 集 年 月 日	令和5年3月30日(木)		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和5年3月30日(木)10時00分	副議長	伊計 裕子
閉会の日時・宣告	令和5年3月30日(木)10時52分	議 長	銘苅 哲次
会 期	1日間		
会議録署名議員	10番 上原 晃 11番 大城 勇太		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出席議員[19名]			
1番 大田 守	2番 長 嶺 安 浩	4番 新 垣 繁 人	
5番 ずけらん 長風	6番 銘 苅 哲 次	7番 米 増 雄 二	
8番 新 垣 正 春	9番 徳 田 将 仁	10番 上 原 晃	
11番 大 城 勇 太	12番 喜 納 昌 盛	13番 伊 計 裕 子	
14番 當 山 清 彦	15番 宮 平 喜 文	16番 上 江 洲 智 章	
17番 渡 口 良 徳	18番 金 城 盛 男	19番 新 垣 博 正	
20番 上 間 堅 治			
欠 席 議 員[ 1名]			
3番 瀬 長 宏			
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理 事 長 古 謝 景 春	副理事長 當 銘 真 栄		
事務局長 仲 間 智 紀	総務課長 上 間 論	会計管理者 上 原 敏 一	
研究所長 大 城 讓 次	研究所主任指導主事 新 垣 誠	新 伊 達 設 備 室 長 金 城 司	
米 登 原 視 衛 生 課 長 喜 友 名 等	東 部 原 視 衛 生 課 長 安 里 勉	島 尻 原 視 衛 生 課 長 知 念 正 樹	
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
主管兼係長 久 志 桂 子	主 査 玉 城 良 朗	主 査 新 垣 美 智 子	
主管兼係長 宮 里 紀 子	室長補佐 屋 宜 圭 太	課長補佐 島 袋 盛 一	
係 長 崎 原 喬	主 査 屋 嘉 一 輝	主 査 本 村 良 太	

## 議 事 日 程

### 1. 開会宣告

### 2. 議事日程

日程第 1 議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 理事長あいさつ

日程第 6 議案第17号 南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例について

日程第 7 議案第18号 南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会条例について

日程第 8 議案第19号 南部広域行政組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第20号 南部広域行政組合理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第21号 令和4年度南部広域行政組合米豊環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）

### 3. 閉会宣告

---

◎開会の宣告

○副議長（伊計裕子）

始まる前に、3番瀬長宏議員から欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。  
ただいまの出席議員は19名で、会議は成立いたします。  
これより令和5年第2回南部広域行政組合議会臨時会を開会いたします。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

---

◎日程第1 議長の選挙

○副議長（伊計裕子）

日程第1、議長の選挙を行います。  
お諮りします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（伊計裕子）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（伊計裕子）

異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。  
議長に銘苅哲次議員を指名します。  
お諮りします。  
ただいま副議長が指名しました銘苅哲次議員を、議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（伊計裕子）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました銘苅哲次議員が議長に当選されました。  
ただいま議長に当選された銘苅哲次議員が議場におられます。  
会議規則第26条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。  
当選人、銘苅哲次議員、当選承諾及び挨拶をお願いします。

○議長（銘苅哲次）

皆様、改めておはようございます。

このたび南部広域行政組合の議長として当選いたしました、南城市議会議員の銘苅哲次と申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

私は、昨年9月に南城市議会議員として初当選させていただきました。まだまだ勉強する身ではございますが、しっかりとこの議長として責務を果たしてまいる決意でございます。

議員の皆様におかれましては、この地域の皆様のために活発な議論をお互いしていただきますようよろしくお願い申し上げます。また、円滑な議会運営のほうを御協力よろしくお願い申し上げます。

以上、ありがとうございました。

○副議長（伊計裕子）

それでは、銘苅哲次議員、議席にお着き願います。

休憩します。

（休憩：9時57分）

（再開：9時58分）

---

◎日程第2 議席の指定

○議長（銘苅哲次）

再開します。

日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

---

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（銘苅哲次）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において10番上原晃議員、11番大城勇太議員を指名いたします。

---

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（銘苅哲次）

日程第4、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

◎日程第5 理事長あいさつ

○議長（銘苅哲次）

日程第5、理事長あいさつ、古謝景春理事長より申し上げます。

○理事長（古謝景春）

皆さんおはようございます。

また、銘苅議長、当選おめでとうございます。

本日は、当組合の令和5年第2回南部広域行政組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の議案でございますが、お手元の臨時会議事日程にありますように、条例の申請で1件、条例の一部改正2件、特別会計補正予算1件を提出しております。

各議案につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

---

## ◎日程第6 議案第17号 上程、質疑、討論、採決

### ○議長（銘苅哲次）

日程第6、議案第17号 南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ○総務課長（上間諭）

議案第17号 南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例について。

南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように定める。

令和5年3月30日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

それでは、議案書の次に添付をされております資料1、南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要で御説明いたします。

資料1を御覧ください。

それでは、御説明いたします。

1、制定の経緯及び必要性は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、従来、地方公共団体等がそれぞれ実施していた個人情報保護制度について、全国で共通の制度が導入されることとなった。

そのことに伴い、開示請求に係る手数料、開示決定等に係る期限、南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会への諮問等について定めるとともに、南部広域行政組合個人情報保護条例を廃止する必要がある。

2、条例の内容は、まず第1条は、条例の趣旨について定めております。

第2条は、この条例で使用する用語について定めています。

第3条は、開示請求に係る手数料について定めています。

まず、1つ目が、開示請求に係る手数料は無料となります。

2つ目が、個人情報の写しの交付を行う場合、当該写しの作成及び送付に要する経費は、開示請求者の負担となります。

第4条は、開示決定等の期限について定めています。

1つ目は、開示決定等は、開示請求があった日から15日以内になければなりません。

2つ目、事務処理上困難その他正当な理由があるときは、期限を30日以内に限り延長することができます。

第5条は、南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会への諮問について定めています。

個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であると認めるときは、審議会へ諮問をすることができます。

第6条は、この条例の実施に当たり、必要な事項、規則への委任について定めております。

附則第1号は、当該条例の施行期日を定めています。

次のページを御覧ください。

附則第2号は、南部広域行政組合個人情報保護条例の廃止を定めております。

附則第3号は、南部広域行政組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めております。

廃止前の個人情報保護条例の規定による実施機関の職員及び事務処理の委託を受けた者は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならないなどの経過措置を定めております。

3、施行日は令和5年4月1日となっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第17号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

12番喜納議員。

⑫議員（喜納昌盛）

おはようございます。

議案第17号、1点だけお聞きしますが、これの上位法で一部改正されて一元化されたと理解しておりますが、この一元化された理由とその辺、これは各市町村でも本議会でその個人情報の条例制定いろいろあったと思います。

南部広域の皆さんは、その一部改正で全国统一になったその理解はどういうふうに行っているのか。そしてですね、今まであった条例は廃止しなければいけないということであるんですけどね、仮に、じゃあこの条例が今日、例えばですよ、反対、成立しなかった場合、今までの条例は必然的に停止するのか、あるいはもう一回、これも廃止の条例は、どうしてもこの条例ができないと廃止できないわけですから、そういう手続上の問題はどのようなふうに行っているのか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、喜納議員の御質問にお答えいたします。

今回この条例を制定するに当たり、国の制度で一元化ということになっておりますので、そのように理解しておりますし、それからこの条例を策定する際には、構成市町村も参考にして、この条例を作成しております。本組合の独自ということではなく、構成市町村を参考にした条例の内容となっております。

そして、先ほど廃止というお話がありましたけれども、もし廃止になれば、先ほど附則の中にも現条例の廃止規定もございますので、一旦、現条例が生きる形となっております、今後、条例を廃止するのか、条例をそのまま生かすのかについては内部で検討をして、必要であれば議案を提案するものと理解しております。

○議長（銘苅哲次）

12番喜納議員。

⑫議員（喜納昌盛）

今の答弁だと、今の条例が生きる可能性はあるということになってしまいますよ。

手続上、国の法律に変わったとしても、仮に各自治体の条例は生きたとするのであれば生かしてもいいわけですよ。何の支障があるのか、例えば問題であったのかどうかも含めてね、それを踏まえて、じゃあこの条例どうしても必要なのか、あるいは、今までの条例が廃止すべきなのか、我々がこの議会で廃止を決定しなければ生き残るという理解でいいのか、もう一度お聞きします。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは再度、喜納議員の御質問にお答えいたします。

やはり国の法律が一元化になっておりますので、これは廃止するとしての理解をして今回この条例をしておりますので、条例の制定及び現条例の廃止が必要なものと認識しております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番伊計議員。

⑬議員（伊計裕子）

議案第17号 南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、反対の立場で討論を行います。

現在の南部広域行政組合個人情報保護条例は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される組合運営の推進に資することを目的としていますが、今回、本条例が一元化されることになっている個人情報の保護に関する法律は、デジタル社会の進展に伴う個人情報の利活用が目的となっています。

また、国の独立行政委員会である個人情報保護委員会が一元的に監視、監督することになっています。

その委員会による個人情報保護法ガイドラインにおいて、本ガイドラインは事業者が個人情報を適正な取扱いに関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切か

つ有効に実施されることを目的として、具体的な指針として定める。さらに、本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反とされる可能性があるといえます。官民を通じた個人情報の保護と活用の調査と権限を、個人情報保護委員会に与えられています。

デジタル改革関連法案の成立に当たっては、衆議院、参議院の両方で多岐にわたる附帯決議がなされ、日本弁護士連合会も意見書を提出しました。

条例リセットの最大の目的は、匿名加工情報制度と情報連携を自治体等に行わせること、住民の個人情報が危険にさらされることとなります。本来、情報通信などデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものでなくてはなりません。デジタル化の大前提は、政治の透明性と説明責任を果たせる政府が個人情報を適切に管理し、安心、安全性を求める国民に信頼されることです。

EUの一般データ保護規則をはじめ、台湾、韓国など、デジタル先進国では個人情報を守るための忘れられる権利、つまり自分のデータの完全削除、消去、利用停止を求める権利、個人情報の扱いを自分で決定する権利が確立しています。国民のプライバシーを守るための法律や、監督機関の整備が進んでいます。

デジタル化の推進と個人情報保護規約は一体です。規制を逃れてデジタル化を進めるのではなく、プライバシーを守り、安全性やデータ保護を確実にする規制やルール の制定、監視、監督機関など、デジタル先進国のように日本でもデジタル化を進めるよう、今の個人情報保護法を見直し、忘れられる権利やプロファイリングを拒否する権利などを確立することが必要です。

個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に扱われないよう配慮する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権を保障することができるよう、南部広域行政組合個人情報保護条例を存続させることを要望して、反対討論とします。

議員各位の御賛同をお願いします。

○議長（銘苅哲次）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

これで討論を終わります。

これより議案第17号 南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例について採決いたします。

休憩します。

（休憩：10時15分）

（退室：10時15分 ⑫喜納昌盛）

（再開：10時15分）

再開します。

異議がありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（銘苅哲次）

ありがとうございます。

挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩：10時16分)

(入室：10時16分 ⑫喜納昌盛)

(再開：10時16分)

再開します。

---

## ◎日程第7 議案第18号 上程、質疑、討論、採決

### ○議長（銘苅哲次）

日程第7、議案第18号 南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会条例について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ○総務課長（上間諭）

議案第18号 南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会条例について。

南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会を別紙のように定める。

令和5年3月30日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人情報保護制度等に関する調査審議会を行う機関として、情報公開及び個人情報保護制度運営審議会を設置するため、この条例を制定する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由となっております。

それでは、議案書の次に添付をされております資料2の南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会条例案の概要にて御説明をいたしますので、資料2を御覧いただきたいと思っております。

それでは、御説明いたします。

まず、1、制定の経緯及び必要性につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、従来、地方公共団体等がそれぞれ実施していた個人情報保護制度について、全国で共通の制度が導入されることとなった。

そのことに伴い、個人情報保護制度等に関する調査審議を行う機関として、情報公開及び個人情報保護制度運営審議会を設置するため、条例を制定する必要がある。

2、条例の内容につきましては、第1条が審議会の設置について定めております。

第2条は、審議会の所掌事務について定めております。

まず、1つ目、議案17号で提案をいたしました南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例第5条に規定します諮問に応じ調査審議をいたします。

2つ目は、情報公開制度の運営に関する事務について、実施機関の諮問に応じて調査審議するとともに、実施機関に対して建議することができます。

3つ目は、個人情報保護制度の運営に関する事務について、実施機関に対して建議することができます。

第3条は、会議の公開について定めております。原則公開となります。

第4条は、審議会の組織及び運営に関する必要な事項を、規則への委任について定めております。

3の施行日につきましては、令和5年4月1日となっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第18号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

5番ずけらん議員。

⑤議員（ずけらん長風）

こちらの審議会の委員に関してですけれども、どのように選定されるのか。そして、どのような方が委員に選ばれるのか。

そのあたりも御説明をよろしくお願いします。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、ずけらん議員の御質問にお答えいたします。

委員の件につきましては、今後、構成市町村の状況を見ながら委員はお願いをしていくこととなりますので、どなたというのは今回は決めてはおりません。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

5番ずけらん議員。

⑤議員（ずけらん長風）

4月1日から施行予定ですけれども、まだ決まっていないというこの状況に関して大丈夫なのか伺います。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：10時23分）

（再開：10時24分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

本組合の情報公開及び個人情報保護制度運営審議会につきましては、規則を定めておりまして、審議会の委員については10名以内で組織をすることとなっております。

委員につきましては、情報公開制度及び個人情報に関して識見を有する者が、理事長が委嘱をして任命をする前提となっております。この委員につきましては、本組合の構成市町村となっております市町村から推薦をしていただき、取決めをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほかに質疑はありませんか。

12番喜納議員。

⑫議員（喜納昌盛）

これも各市町村であったと思うんですけど、審査会しますよね。審査会あるわけでしょ、今。これも改正議案に入っていますけど、審査会、審議会二つ各市町村もでしたけども、この新たな審議会を設けるということは上位法で定めなさいということでは定めるのか。

審査会があるでしょ、今。今、審議会でしょ、関連するわけです。要するに、審議会を新たに設置するということは、これは上位法があるからやる、上位法があるから、設置義務があるからやるということですか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、喜納議員の御質問にお答えいたします。

審議会については、先ほど説明したとおりでございます、審査会につきましては、現行の本組合の行政不服審査会に今回委ねることになっておりますので、そちらで審査はしていただいて、会期決定、それから訂正、停止請求、停止などのこの3項について審査請求があった場合には、現行の審査会でやる予定をしております。

○議長（銘苅哲次）

12番喜納議員。

⑫議員（喜納昌盛）

再度お聞きしますけど、今まで審議会というのはなかったでしょ。審議会を新たに各市町村は、西原のほうでも審議会は両方あったんですよ。だけど、南部広域行政では審議会はなかったわけだ。新たに上位法でも、今まではなかったんですけども、上位法で審議会つくらないといけないからつくるんですかと聞いているんですよ。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

大変失礼いたしました。喜納議員の御質問にお答えいたします。

制度上、審査会をつくるということに条例制定をいたしますので、審査会は設定するということになります。

○議長（銘苅哲次）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番伊計議員。

⑬議員（伊計裕子）

議案第17号と同じく、南部広域行政組合の個人情報保護条例が一元化されることになっている個人情報の保護に関する法律を前提とされているため、反対いたします。

○議長（銘苅哲次）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（賛成者の発言なし）

○議長（銘苅哲次）

これで討論を終わります。

これより議案第18号 南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会条例について採決いたします。

（退室：10時29分 ⑫喜納昌盛）

異議がありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（銘苅哲次）

ありがとうございます。

挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（入室：10時30分 ⑫喜納昌盛）

---

◎日程第8 議案第19号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第8、議案第19号 南部広域行政組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

議案第19号 南部広域行政組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月30日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由につきましては、南部広域行政組合個人情報保護条例を廃止し、新たに南部広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することに伴い、関係条文の整理をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由となっております。

それでは、議案書、南部広域行政組合行政不服審査会条例の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の左側の改正後（案）、第2条の第1項第3号を個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することに改めます。

第4号を削除いたします。

附則で、この条例の施行日を令和5年4月1日としております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第19号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

これから討論行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番伊計議員。

⑬議員（伊計裕子）

議案第19号 南部広域行政組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

議案第17号と同じく、南部広域行政組合の個人情報保護条例が一元化されることになっている個人情報の保護に関する法律を前提とされています。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に扱われないよう配慮する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権を保障することができるよう、南部広域行政組合個人情報保護条例を存続させることを要望して反対討論とします。

○議長（銘苅哲次）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（賛成者の発言なし）

○議長（銘苅哲次）

これで討論を終わります。

これより議案第19号 南部広域行政組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

（退室：10時35分 ⑫喜納昌盛）

本案は原案のとおり決することに御異議はありますか。

○議長（銘苅哲次）

異議がありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（銘苅哲次）

ありがとうございます。

挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（入室：10時35分 ⑫喜納昌盛）

---

◎日程第9 議案第20号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第9、議案第20号 南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

休憩します。

（休憩：10時35分）

（再開：10時36分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、議案第20号 南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月30日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由につきましては、新たに情報公開及び個人情報保護制度運営審議会を設置することに伴い、報酬及び費用弁償等について定めるため、条例を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、議案書の2ページ、南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

それでは2ページです。

関連する条項の改正でございます。

まず初めに、目的の第1条中5行目ですが、環境衛生審議会の委員の次に情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の委員を付け加えております。

次に、別表の改正でございます。

別表第1、職名としまして、南部広域行政組合環境衛生審議会の委員の次に、新たな職名として、南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会会長、それから、報酬の区分は日額、報酬額は5,500円を加えております。

その次に、職名として、南部広域行政組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の委員、報酬の区分、日額、報酬額は4,000円を加えております。

それでは次に、議案書4ページ、この新旧対照表の4ページをお開きください。

備考です。

先ほど御説明いたしました第3項の第6号の次に、第7号で情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の委員を加えております。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和5年4月1日としております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第20号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番伊計議員。

⑬議員 (伊計裕子)

議案第20号 南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

議案第17号と同じく、南部広域行政組合の個人情報保護条例が一元化されることになっている個人情報の保護に関する法律を前提とされているため、反対いたします。

○議長 (銘苅哲次)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番新垣議員。

④議員 (新垣繁人)

賛成の立場で討論させていただきます。

私も元役所の職員としまして、やはり個人情報はしっかりと行政のほうで扱っております。それを保護するのは大事なことでありまして、今回、それを強化することでもあります。

ですから、ペーパー管理ではなくて、しっかりとデジタルで管理していく中でも、今の審議はそれをさらに南部広域行政組合の情報公開及び、そして個人情報保護制度運営審議会の今、議論でありますから、そこはしっかりと、だからこそこが守れる意義ですね、審議会がしっかりとスムーズにできるようにさせていただきたいということを考えておりますし、4月1日施行、先ほど何か質問ありましたけれども、施行しましても実際そういった事項が始まってそこで諮問することになります。

ですから、ここはまた行政のほうには早めに有識者の委員もしっかり選定していただきたいなという思いを込めまして、しっかりと市民のための個人情報をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

賛成討論と代えさせていただきます。

○議長 (銘苅哲次)

ほかにも討論はありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (銘苅哲次)

これで討論を終わります。

これより議案第20号 南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

(退室：10時42分 ⑫喜納昌盛)

異議がありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(銘荻哲次)

ありがとうございます。

挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(入室：10時43分 ⑫喜納昌盛)

---

◎日程第10 議案第21号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘荻哲次)

日程第10、議案第21号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)について議題といたします。

本件について提案の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長(喜友名等)

議案第21号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

繰越明許費。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和5年3月30日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

第1表繰越明許費。

・1款衛生費、1項清掃費、事業名称、ごみクレーンNo.2巻上ドラム取替修繕、金額768万7,000円となっております。

詳細につきまして御説明いたします。

当日配付の図面を御覧ください。

1ページ、赤く色が塗られている部分が今回修繕を予定していたごみクレーンNo.2巻上ワイヤードラムであります。上の図には平面図、上から見た図となっており、その下が断面図、横から見た図でございます。

この巻上ワイヤードラムは、クレーン自体を上下に移動させるための設備です。今回、ドラム自体が経年使用により取替え時期を迎えておりまして、年度内取替え修繕を予定している状態にありました。

次のページを御覧ください。

写真の右上の写真を御覧ください。ワイヤーを巻いているものが見えると思いますが、それがワイヤー巻上ドラムでございます。

その一番下が、参考ではありますが、過去にNo.1のクレーンワイヤードラムを取り外したドラム本体でございます。

今回、その巻上ワイヤードラムは受注製造品でありまして、通常は発注、製造、納品まで約3か月から4か月の期間を要する特殊部品でございます。今回、その部品製造部の修繕を3月17日から

巻上ワイヤードラムの取替え修繕を予定しておりましたが、受注者側の出荷前の自主材料検査において、ドラムの溝の深さが寸法検査規格の許容を下回っていることが発覚し、納品が間に合わない内容の説明がありました。それが2中央の図でございます。

本来、394ミリあるべきものが実際には392ミリ、ちょうど赤い線の部分が金属を削り過ぎてしまった部分となります。したがって、マイナス2ミリ、許容値がプラスマイナス0.5ミリでございますので、マイナス1.5ミリ規格より下回ってしまったという内容でございました。

当組合としましては、取引先に対しまして早急に巻上ドラムを再製造し、工期内完了させるようにと伝え、受注者側は早急に巻上ドラムの再製作を優先的に実施しておりましたが、備品の完成が4月中旬に完成することで、納品がどうしても4月末頃になるということのおわびの報告があり、今回、履行期間での完了は不可能となってしまいました。

現在、そのクレーンに対しましては運転には影響は出ておりませんが、次年度への繰越しが必要となっております。

契約書の修繕履行期間、令和4年9月20日から令和5年3月31日を現行の3か月間を延長して、令和4年9月20日から令和5年6月30日、案でございますが変更を予定しております。

今回の繰越明許費の理由でございます。

以上でございます。

#### ○議長（銘苅哲次）

これで議案第21号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4番新垣議員。

#### ④議員（新垣繁人）

すみません、説明ありがとうございました。

説明のほうにもあったんですけども、念のためちょっと確認、1点だけさせてください。

先ほど、今回、履行期間でちょっとできないということで、今現時点では運転に問題はないということなんですけれども、繰り越した後も市民に対して影響がないかの確認だけさせてください。

この1点です。

#### ○議長（銘苅哲次）

※豊環境衛生課長。

#### ○※豊環境衛生課長（喜友名等）

御質問に対してお答えいたします。

クレーンは1号機と2号機ございまして、1号機については以前、平成29年に同じ工事を無事完了させております。状態としてはいい状態でございます。

続きまして、今回の2号機についても、この設備は5トン以上のクレーンでありまして、2年に一度の労働基準監督署の法定検査がございまして。昨年その法定検査がございまして、そろそろ経年的には二十数年たっておりますので替えどきでありますということで、今回取替えをする予定であるということでございます。

現状として、2号についても交互運転で順調ですので、万が一もし2号に異常があった場合についてなんですけど、1号が予備でありますので、その辺は御安心いただけると思います。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。  
これより議案第21号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてはお諮りいたします。  
本臨時会において議案が可決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

◎閉会

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の日程は全て終了しました。これにて令和5年第2回南部広域行政組合議会臨時会を閉会します。

（閉会時刻：10時52分）



会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	銘 荊 哲 次
10 番	正 原 晃
11 番	大 城 勇 太

